

対面授業実施のためのガイドライン (2023年8月5日)

ヒューストン日本語補習校

1 園児・児童・生徒が体調不良となった場合

◆発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられる場合

- 担任へ報告し病欠欠席
- 病状が改善せず、微熱が続き、咳や喉の痛み等があり、体調が回復しない場合は病院で受診→インフルエンザや COVID-19 感染有り（陽性）と診断された場合は『出席停止』

◆COVID-19 への感染が確認された場合

- 保護者は速やかに担任又は事務局へ連絡する。
- 園児・児童・生徒は『出席停止』とする。
- 5日間自宅待機（発症日あるいは陽性判明日を1日目とする）をし、体調が回復していれば登校可とする。
※体調が回復とは…症状が収まり、解熱剤を使用せずに少なくとも24時間「発熱」していない状態が続いている。発熱とは、摂氏37.5度以上。

2 教室内、授業中、昼食、休み時間の過ごし方について

- 教室では、ハンドサニタイザーを常備する。

3 その他

- 救護担当事務職員はパトロール室に常駐し、けが等の対応や熱がある園児、児童、生徒の初期対応を行う。
- 発熱等の体調不良が見られた場合には、速やかに保護者に連絡する。